

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直し案について

今般のペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）に係る水質環境基準体系における取扱いの見直し案は、以下のとおりとすることが適当と考えられる。

「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」を、公共用水域及び地下水における要監視項目として新たに追加し、その暫定的な指針値を「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の量の和として、0.00005mg/L（=50ng/L）以下」とする。